

# 蒲郡市立形原中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場ではなくてはならない。形原中学校では、話し合い活動に力を入れ、学級のよりよい姿について考えさせたり、行動目標を決定させたりしている。決定したことを学級で実践させ、生活がよりよくなったかどうか、班の反省でふり返らせる。話し合い活動を通して、お互いの良さを認め合ったり、お互いの足りなさを補い合ったりすることができる生徒へと成長させていく。このことは、いじめの未然防止の上からも有効である。話し合い活動の活性化を図ることで「誰もが安心して居られる学級づくり」「誰もが安心して通える学校づくり」を進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的（毎週水曜日）に設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担う。

校長、教頭、校務主任、特別支援コーディネーター、学年生徒指導担当（生徒指導主事を含む）、養護教諭、保健主事、さらにスクールカウンセラーを加えたメンバーで構成する。

### （1）「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- 生活意識アンケートや学校評価アンケートによって、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。必要に応じて、生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 生活意識アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 学校だより（形原中だより）、学年通信、学級通信やホームページ等を通して、本校生徒の様子や本校の実情を地域に発信し、開かれた学校づくりを目指す。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- 事案の対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、専門家のスクールカウンセラーやソーシャルワーカー（主任児童委員等）、関係機関の警察署、児童相談所、家庭児童相談室等と連携して対応する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3ヶ月は止んでいる状態。
  - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害生徒と保護者の双方と面談し、確認する。
- ただし、解消している状態でも再発する可能性はあるので、被害生徒・加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒が話し合い、採択した「形原中学校人権宣言(2015年11月19日)」を、いじめ未然防止の理念に掲げ、全校生徒みんな笑顔があふれ、安心して通える学校づくりを進める。
- イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに個性（障害・LGBTなど）を認め合う共感的な人間関係づくりをし、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命を大切にし、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 学校いじめ防止基本方針を生徒にも周知し、生徒会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。
- キ 配慮が必要な生徒（障害やLGBTなど）については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う。学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日常の会話や生活ノートに加え、いじめアンケート「先生あのね」や教育相談（年4回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し、再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
- ウ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行い今後の成長を支援する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、外部の専門家、関係機関との連携のもとで取り組む。

- カ いじめが起きた集団への適切な事後指導を行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を臨時開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN 計画 → DO 実行 → CHECK 評価 → ACTION 改善）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価アンケート及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を（外部講師、スクールカウンセラーによる講話等）年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、形原中学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- (5) 生徒への支援の言葉かけ「どうしたの」「どうしたいの」「できることはある？」を意識し、生徒理解へ努める。

チェックリスト 「いじめ防止のために」

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 子どもの様子をきめ細かく見て必要に応じて声をかけていますか。</li><li><input type="checkbox"/> 子どもが何でも相談できる人間関係をつくっていますか。</li><li><input type="checkbox"/> 子どもが生き生きと活動する学級をつくっていますか。</li><li><input type="checkbox"/> 子どもの正しい行動や勇気ある行動を褒めていますか。</li><li><input type="checkbox"/> 子どもの様子を互いに伝え合い、連絡を密にしていますか。</li><li><input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針を読んでいますか。</li><li><input type="checkbox"/> 保護者の信頼は得られていますか。</li></ul> |
|--|

## 【重大事態の対応フロー図】

